

○可児市文化創造センター市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 可児市文化創造センター（以下「アーラ」という。）が地域の文化拠点として、持続可能な取り組みを推進するため、利用料金等について協議する可児市文化創造センター市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) アーラの利用料金に関すること。
- (2) その他アーラ全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、アーラに関係する者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化スポーツ課において行う。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。